

2025年度 保育施設の機能向上及び老朽化対応支援計画に係る新たな保育所改築支援
に関するQ&A (8月12日更新)

No.	質問	回答
(1) 整備場所・整備形態について		
1	現園舎が設置されている地域を超えて、移転することは可能ですか。	保育ニーズの確保量が変動し、適切な保育サービスを提供できなくなる可能性があるため、地域を超えて移転することを前提に応募する場合、受け付けができません。
2	既存の建物を活用し、内装等の工事を行って、保育所として整備する方法は認められますか。	今回の公募は事業者が保有する園舎の建替えが対象となります。
3	開所時期を変更することは可能ですか。	入所の周知や手続き等がありますので、開所の時期を変更することはできません。 また、募集要項で定めている開所日までに開所できない場合、補助金を交付できない可能性があります。
4	分園などの他の施設と統合する場合でも応募は可能ですか。	今回の公募は募集資格として、事業者が保有する園舎であることのほかに、園舎の耐用年数を経過していることなどがあります。 このため、対象となる施設を建替えする必要があるため、分園が対象であれば分園を建替えする必要があります。
5	現園舎の大規模修繕の工事は今回の公募の対象となりますか。	本事業は園舎の建替えを対象としています。
6	現園舎地の建替えではなく、新しく土地を用意し、移転改築は公募の対象となりますか。	移転する場合、現住所と同一地域内の移転を対象とします。 この場合、保護者の自宅や職場からの利便性を考慮し、現住所を中心に概ね半径1km圏内であることが望ましいと考えます。

(2) 運営実績について		
1	運営実績に関する要件はありますか。	本事業は既に市内で保育施設を運営している事業者を対象としているため、運営実績に関する要件はありません。
(3) 募集地域について		
1	所有地が土地区画整理完了済みの生産緑地の場合、応募にあたって制限はありますか。	担当課である土地利用調整課等へ、個別に確認をお願いいたします。
2	生産緑地でも応募することは可能ですか。	可能ですが、その場合は生産緑地の解除や、その他農地転用などの手続きが必要となり、数ヶ月の時間を要する可能性があります。募集要項で定めている開所日までに開所が可能であるか、十分事前調整及び検討を行ったうえで応募してください。
3	市街化調整区域でも応募することは可能ですか。	事前に当市担当部課に建築に関する規制や必要な手続き等について確認を行い、募集要項で定めている開所日までに開所が可能であるか、十分事前調整及び検討を行ったうえで応募してください。
4	土砂災害警戒区域など危険区域に指定されている場合でも応募することは可能ですか。	事前に当市担当部課に建築に関する規制や必要な手続き等について確認を行い、募集要項で定めている開所日までに開所が可能であるか、十分事前調整及び検討を行ったうえで応募してください。
(4) 建物や設備について		
1	認可保育所に必要な設備を教えてください。	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等、募集要項に記載している関係法令をご確認のうえ、遵守するようにしてください。

2	認可保育所における東京都の事前協議後に、整備計画を変更することは可能ですか。	原則、東京都の事前協議後の計画変更はできません。やむを得ず変更する必要が生じた場合は、速やかに町田市までご連絡ください。大きな変更になると、再度、事前協議のやり直しが必要となる可能性もありますので、ご注意ください。
3	区画された専用の医務室を求めるのはなぜですか。	これから整備する保育園については、保育環境向上のため、感染症対策における隔離、休養や処置のほか、医療的ケア児への対応などさまざまな目的に柔軟に対応できる必要があると考えているためです。
4	改築した後に医務室では医療的ケア児に対応することが求められていますか。	保育環境を向上させるためには、感染症対策や医療的ケア児への対応を含め、さまざまな目的に柔軟に対応できるように医務室を整備する必要があり、今後、こうしたニーズに応じて実施する際に対応できる必要があると考えています。
5	敷地内に園庭を求めるのはなぜか	保育園の園庭は、必ずしも設置が義務付けられているわけではありません。しかし、園庭があることで、子どもたちが安心して戸外遊びをしたり、自然と触れ合ったりする機会が増えるため、可能な範囲で設置することが望ましいとされています。こうした保育の質を求めるためです。
6	敷地内に基準を満たした専用園庭を設けることができない場合は、条件を満たした代替園庭を備えるとともに、敷地内に基準未滿の小規模な園庭設備を備えることが求められているが、小規模は園庭設備とは、どのようなものを想定していますか。	敷地内の狭小な空地や、主に通路として使用される部分ではなく、普段の保育で一つのグループとして活動を行っている児童がまとまって活動できるスペースを確保していただくことを想定しています。
7	車場5台以上（障がい者用駐車場1台以上を含む）が原則確保されていることを求めるのはなぜですか。	本事業では利用者の負担を軽減し、ひいては多様化している子育て支援を行うことも想定しております。このため、当事業を活用して改築する場合には駐車スペースを確保していただくことを考えています。
8	在宅で子育てしている人の支援など多目的に使用できる専用室を設けることはなぜですか	今後、市民により良い保育環境を提供するため、多様化している子育て支援を行うことが必要と考えています。多目的に利用できるように専用の部屋を求めているためです。

(5) 定員設定について		
1	町田市から定員数及び定員構成の調整を打診された場合は協力することが求められているが、具体的にどのような場合に打診されるのでしょうか。	例えば、需要が減っている0歳児の定員を縮小し、需要の高い1歳児以降の定員を少しずつ増やしていただくことが考えられます。
2	定員の増加はなぜ受け付けられないのですか。	本公募は機能向上と老朽化の解消を目的としているため、定員の増加を目的とした改築ではありません。現定員の維持もしくはそれ以下の定員設定を条件とさせていただきます。
(6) 応募書類について		
1	様式はどこでダウンロード出来ますか。	町田市ホームページにて、様式等のダウンロードが可能です。
2	「設置者の概要書（2）運営している保育所等」及び「指導検査一覧表」には、運営事業者が運営する施設全てを記載する必要がありますか。	法人で運営されている教育・保育施設を、認可・認可外問わず、全て記載してください。欄が足りない場合は、別紙での提出を認めます。 なお、「指導検査一覧表」には、指摘事項がなかった施設も含め全ての施設の検査状況を記載し、結果通知を添付してください。
3	運営規程は建替え対象の施設の分を提出するのですか。	運営規程は、建替え対象の施設分をご提出ください。
4	「事業計画書」や「設立趣意書」に、写真等の画像を掲載してもよいですか。また、行の高さを動かしたり、フォントサイズ等を変更しても構いませんか。別紙で資料を添付することは可能ですか。	写真等画像の掲載は可としますが、運営事業者を特定できる情報には、副本においてマスキングが必要です。 枠の高さやフォントサイズ、別紙での追加資料添付は一切認めません。示された様式のまま、その枠内で収まるよう記載してください。また、印刷した際の文字切れにもご注意願います。

5	「運転資金の保有を証明する書類」は、建替え後の運転資金のことを指しますか。また、期間等、基準はありますか。	建替え後の施設の運転資金を指しています。具体的な基準はありませんが、年間事業費の1／12程度の資金を保有していることを目安としてお考えください。
6	副本のマスキングは、どこまで行えばいいですか。例えば「事業計画書」に園での様子の写真を差し込む場合、園児の顔の部分もマスキングする必要がありますか。	選考の際、副本を選考委員に配布するので、事業者が類推されるような情報については、マスキングしてください。園児の顔のマスキングは不要ですが、写真に園名が写り込んでいる場合は、その部分のマスキングが必要です。
7	「理事・役員等一覧表」の「代表者との関係」について、役員が親族等で構成されていない場合は、どのように記載をすればいいですか。	親族関係がない場合は、空欄で提出していただいて構いません。
(7) 補助金について		
1	整備費の自己負担部分について、市からの融資を充てることはできますか。	市からの融資はありません。
2	整備費補助金の交付時期を教えてください。	整備補助金は2年工事となることから、交付決定額の内、1年目は出来高に応じて市の予算の範囲内とし、2年目は1年目の交付額の除き、残りの交付決定額が交付されます。 交付時期は1年目は2027年5月ごろ、2年目は2028年5月頃になる見込みです。 なお、補助対象経費については、1年目は2026年12月まで、2年目は2027年12月まで速やかに確定させるようにしてください。
3	実施設計は国の補助金の内示前に契約しても問題ないですか。	実施設計にかかる費用も補助対象ですが、内示前に契約した場合は交付対象外となります。

4	運営事業者ではなく不動産所有者が整備した場合でも、補助金の交付対象となりますか。	事業者の自己所有物件に対して整備を行った場合に補助するため、運営事業者ではなく不動産所有者が整備を行った場合は、補助対象にはなりません。
5	運営費について、どの程度になるか金額の目安を教えてください。	市で個別に運営費の試算は行いません。「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」及び「町田市民間保育所運営費支弁要綱」を基に、各自で算出してください。 なお今後、運営費等の見直しにより変更が生じる場合がありますので、予めご留意ください。
6	整備費に、示されている以上の加算はありますか。	別紙2の「整備費補助」の補助基準額には、国の基準額を超えて都及び市が補助する額も含まれており、市から補助する最大額を示しているため、認められません。
7	園舎が複数の建物に分かれており、そのうちの1棟を建替える場合など、定員の全てが工事にかからない場合の基準額はどれになりますか。	工事にかかる定員に基づき算定することを原則とします。
8	建替えにあたり、新たに土地を購入または賃借した場合の費用は補助対象となりますか。	補助対象外となります。
9	賃貸物件を改修して仮設園舎として使用する場合、その改修費と賃借料は補助対象になりますか。	どちらも補助対象となります。
10	仮設園舎の解体撤去にかかる費用は補助対象になりますか。	補助対象となります。

11	仮設園舎を解体せずにそのまま別施設として使用することは認められますか。	仮設園舎として解体を前提に整備しているため、解体せずに別の施設に転用することは、財産処分の「転用」にあたり国庫納付となります。また、あらかじめ別施設に転用することを前提として整備する場合は、「仮設」ではないため、補助対象外となります。
(8) 開設までの準備について		
1	建替え予定地の近隣住民等への説明会は、町田市・運営事業者・不動産所有者の三者で行うことになりますか。	近隣説明会等を運営事業者の責任において行い、理解と協力を得られるようにしてください。説明方法については、運営事業者の判断で近隣説明会、戸別訪問又はお知らせの投函等を行ってください。なお、工事实施の案内だけではなく、保育所を開設することについても、説明をお願いいたします。
2	保護者への説明はいつ、どのような内容で行えばよいですか？	現在通っている児童の保護者や、これから入園を予定（希望）されている児童の保護者の方へ、申込前に任意の方法により説明を行うよう努めてください。特に、園舎の移転や仮設園舎を設置する場合は、保護者の送迎の利便性や児童の保育環境にも影響することから、丁寧な説明をお願いいたします。 【イメージ（参考）】 <応募前> 保護者に対して、説明会等により、建替えの可能性があることを伝えたとうえで、実施することとなった場合のスケジュール等について説明する。 <選定後> 保護者に対して、説明会等により、スケジュールや整備計画の内容について改めて説明する。
3	施工業者は、どのような方法で選定すればいいですか。	一般競争入札にて選定していただきます。公告文等は運営事業者に作成していただきますが、町田市も内容を確認し、入札時には立ち会います。
4	入札にあたり、町田市内の業者を複数入れなければならない等の制限はありますか。	市内業者に関する制限はありません。

(9) 閉所について		
1	今回建替えた施設が閉園する際に建物解体の費用に対する補助金がありますか。	建物解体費用については、運営事業者の負担となります。市からの補助金はありません。
2	建物の耐用年数経過前に保育所を廃止又は建物を除去した際、返還金が生じる可能性があるとのことですが、不動産所有者の都合から更新できない契約を締結した場合にも、返還金が生じますか。	補助金を活用して施設整備をした場合、契約内容に関わらず、財産処分の際に返還金が生じる可能性がありますので、十分検討をお願いいたします。
(10) その他		
1	今後、町田市で新規に認可保育所の公募予定はありますか。	町田市では、計画に基づいて認可保育所等の整備を行っています。今後、新設公募をする場合には別途、ホームページ等でお知らせします。
2	今後、保育施設の機能向上及び老朽化対応支援計画における公募は毎年、行っていきますか？	2040年時点の保育ニーズは、毎年、算出する待機児童数や保育ニーズ量の実数地を基に補正・分析を行い、推計していきます。このため、2040年時点における保育ニーズと確保量のバランスが満たせているということになれば、行わないことがあります。
3	園舎の築年数が一定期間以上経過していること、もしくは「老朽民間児童福祉施設等の整備について（令和5年8月22日付こ成事第431号こども家庭庁育成局長通知）」に該当する施設が対象となるが、優先順位はどのように決めるのでしょうか。	優先順位としては、改築の緊急性や必要性、地域別では保育ニーズ量に対して確保量の不足がより多い地域とし、次に現認可基準に不適合な施設の整備を優先します。